

令和7年度 第2回

地域包括支援に関する会議

資料 2

2 報告

(2) 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業について

令和7年11月
保健福祉局 地域福祉推進課

～重層的支援体制整備事業創設の背景～

- 少子高齢化や単身高齢世帯、核家族の増加、非正規雇用、ひとり親世帯の増加、未婚化・晩婚化などの社会構造の変化を背景に、人と人とのつながりが希薄化。
- その結果、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ごみ屋敷など、従来の高齢・障害・子ども・生活困窮といった、属性別の支援制度だけでは対応できない、課題が複雑化・複合化した事例の顕在化が指摘されている。
- そのため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会【地域共生社会】の実現を目指して、サロン等住民の交流の機会づくり、住民同士の見守りといった地域づくりと、専門の支援機関等による個別支援の両輪で、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される包括的な支援体制を構築する。
- 包括的な支援体制を整備するために、**重層的支援体制整備事業**を実施する。
目的は「包括的な支援体制の構築」、手段が「重層的支援体制整備事業」。
- 重層的支援体制整備事業は、地域づくりと個別支援を一体的に進めることを狙いとし、社会福祉法に規定されている。
- 北九州市では、令和5年度に門司区、八幡東区、令和6年度に門司区、八幡東区、八幡西区、戸畠区で重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施。令和7年度から全ての行政区で重層的支援体制整備事業を実施している。 2

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、**地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。**

○ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護・障害・子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1機関、1個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

○ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ

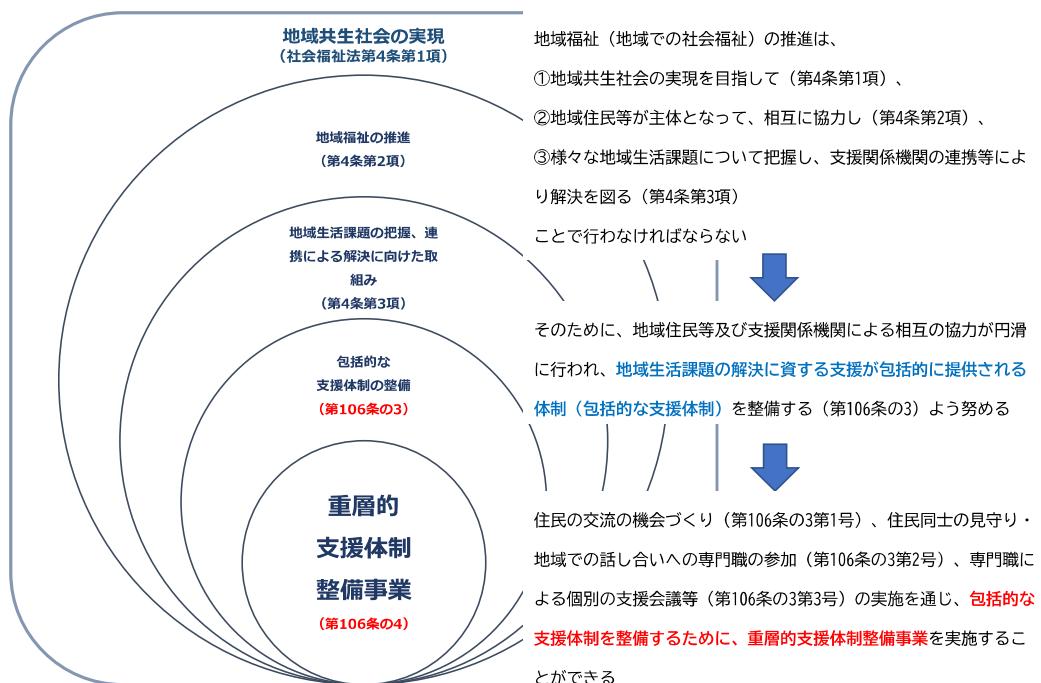
○ 「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例:保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

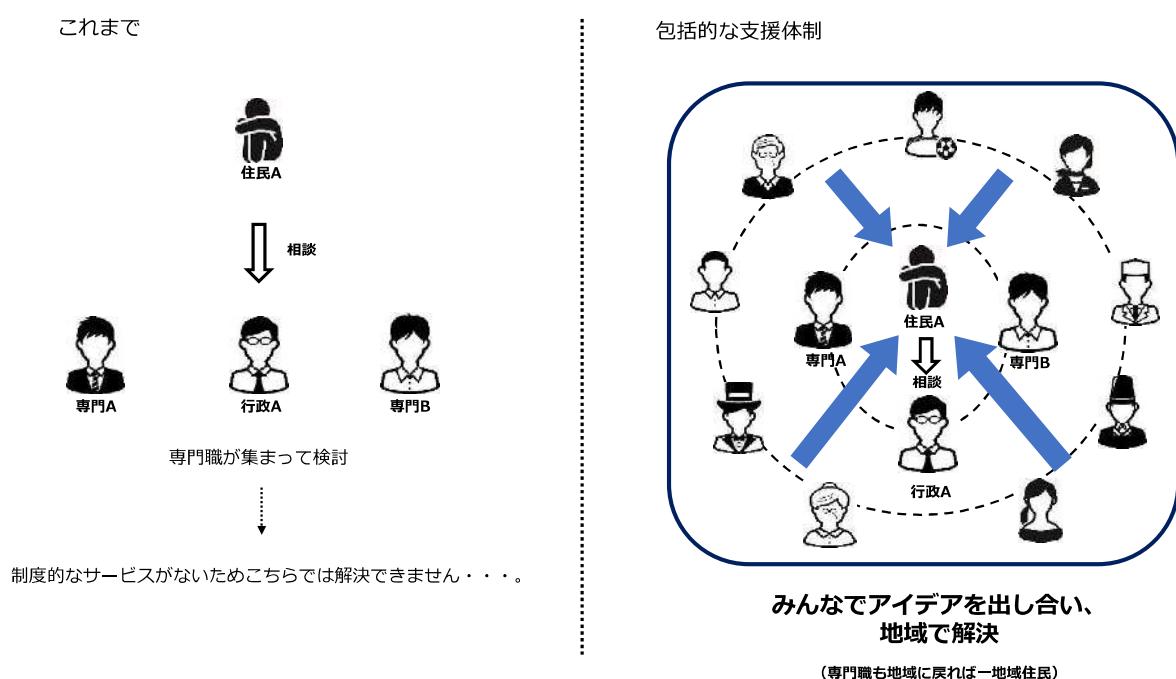


厚生労働省「地域共生社会」のポータルサイトより抜粋

「包括的な支援体制」の法令上の定義



包括的な支援体制とは



重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4第2項）

1、包括的相談支援 ※1既存制度あり

(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- ・相談者の属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。
- ・支援機関のネットワークで対応する。
- ・複雑化・複合化した課題は適切に多機関協働事業につなぐ。

2、参加支援事業（新規事業）

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

- ・社会とのつながりを作るための支援を行う。
- ・本人のニーズを踏まえ、丁寧なマッチングやメニューをつくる。
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。

3、地域づくりに向けた支援 ※2既存制度あり

(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。
- ・地域における活動の場を形成し活性化を図る。

4、アウトリーチ等を通じた継続的支援（新規事業）

(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

- ・支援が届いていない人に支援を届ける。
- ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける。
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。

5、多機関協働（新規事業）

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

- ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。
- ・支援関係機関の役割分担を図る。

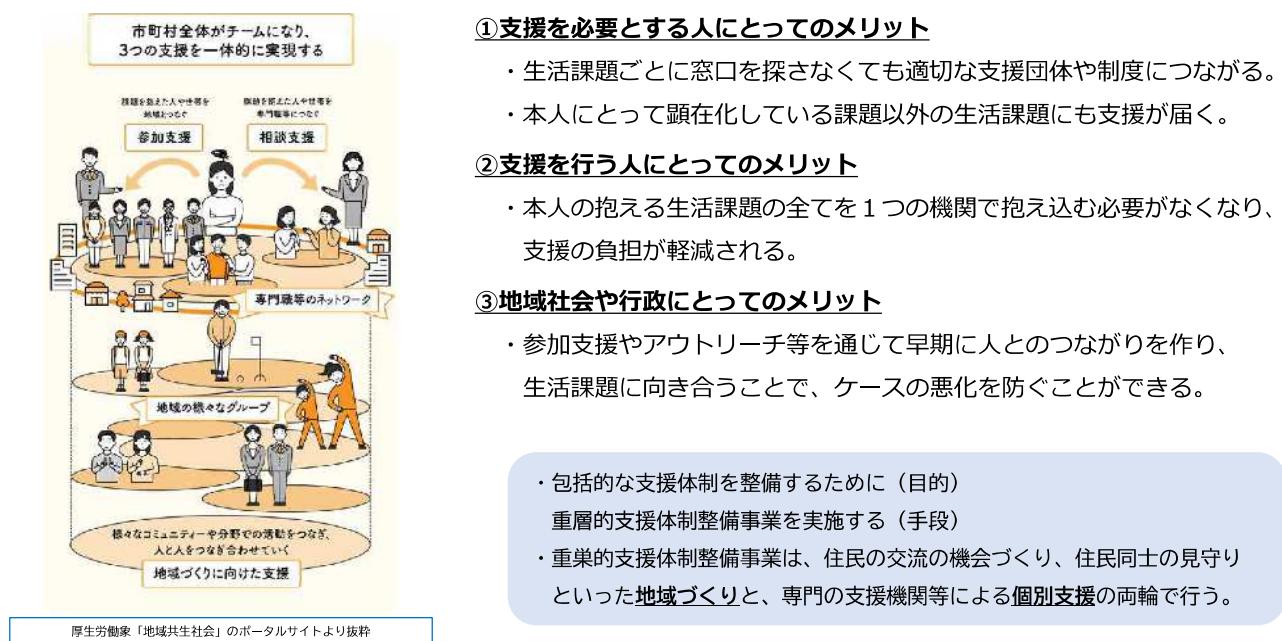
※1 包括的相談支援の既存制度

地域包括支援センターの運営【介護】、障害者相談支援事業【障害】
利用者支援事業【子ども】、自立相談支援事業【生活困窮】

※3 地域づくりに向けた支援の既存制度

一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）【介護】
生活支援体制整備事業【介護】、地域活動支援センター事業【障害】
地域子育て支援拠点事業【子ども】、生活困窮者等のための地域づくり事業【生活困窮】

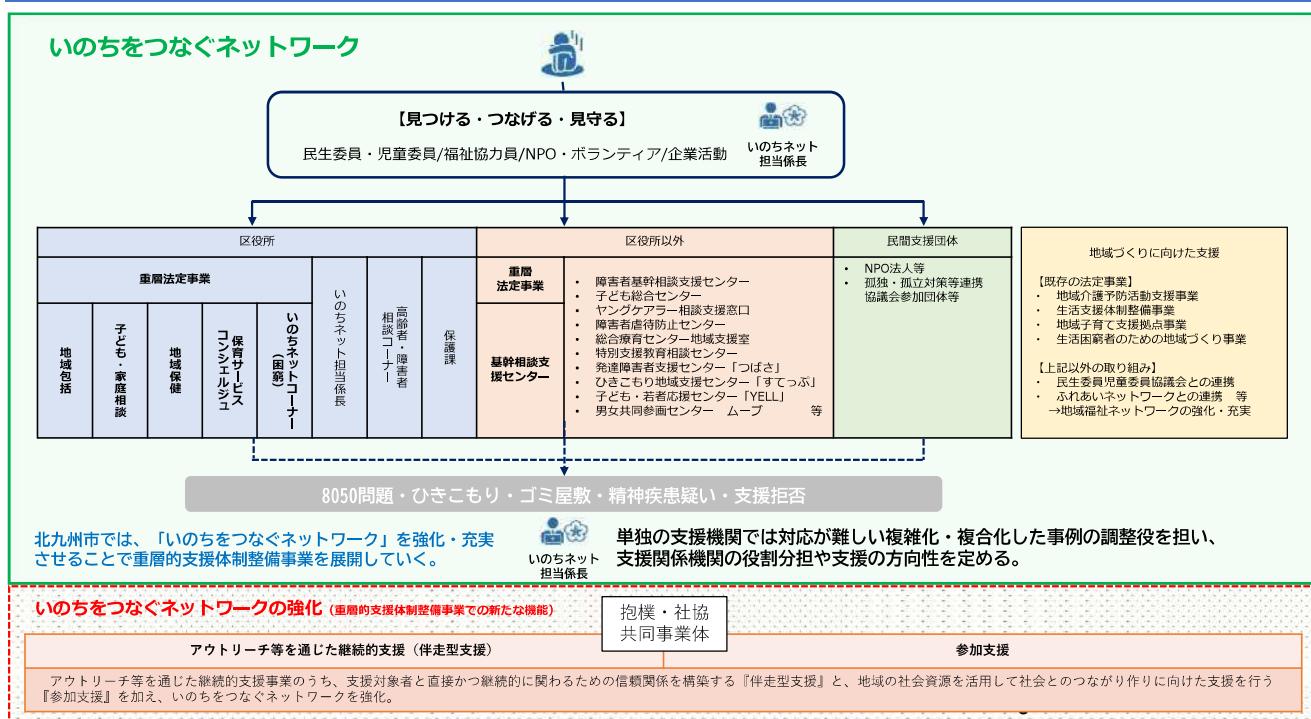
重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4第2項）



厚生労働省「地域共生社会」のポータルサイトより抜粋

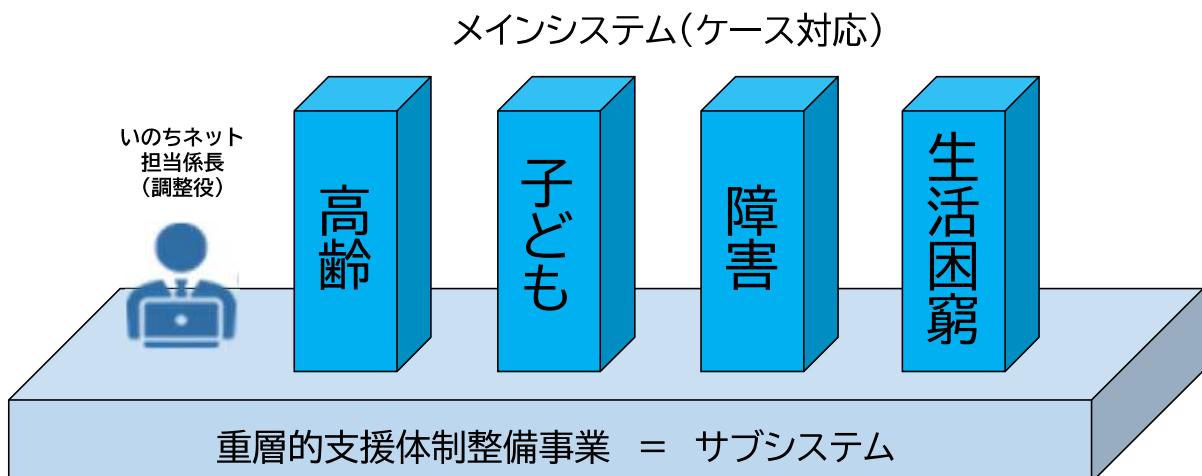
7

北九州市の重層的支援体制整備事業



「サブシステム」としての重層的支援体制整備事業

高齢・子ども・障害・生活困窮などの既存の制度（メインシステム）におけるケース対応をより動きやすくするために重層的支援体制整備事業（サブシステム）があり、いのちをつなぐネットワーク担当係長は、複雑化・複合化した事例の「調整役」となる。



重層的支援会議・つながりづくり会議

	重層的支援会議	つながりづくり会議
設置根拠	多機関協働事業等実施要綱（厚生労働省） 北九州市重層的支援会議設置要綱	社会福祉法第106条の6 北九州市重層的支援体制整備事業における支援会議設置要綱
会議内容	プラン（支援方針）の適切性の協議 ケースの情報提供・情報交換	プラン（支援方針）の適切性の協議 ケースの情報提供・情報交換
開催頻度	概ね月1回 ※その他ケース毎に随時開催	概ね月1回 ※その他ケース毎に随時開催
主催者	議長：福祉事務所長 事務局長：保健福祉課長 庶務：いのちをつなぐネットワーク担当係長	議長：福祉事務所長 事務局長：保健福祉課長 庶務：いのちをつなぐネットワーク担当係長
出席者（必須）	議長、事務局長、庶務、伴走型支援事業者、参加支援事業者	議長、事務局長、庶務、伴走型支援事業者、参加支援事業者
出席者（ケース毎）	親族、地域の関係者、医療関係者、その他行政機関等	親族、地域の関係者、医療関係者、その他行政機関等
個人情報共有	本人の同意が必要	本人の同意がなくても可能

重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実績

1 実施区 門司区・八幡東区（R5.8.1～）、八幡西区・戸畠区（R6.4.1～）

2 実施事業 伴走型支援事業…支援が必要な人に対する継続的につながる事業（抱樸に業務委託）

参加支援事業 …社会とのつながりづくりに向けた支援を行う事業（抱樸に業務委託）

3 実績

	門司区	八幡東区	八幡西区	戸畠区	合計
新規支援件数	7件	17件	2件	6件	32件
うち伴走型支援利用件数	7件	9件	2件	5件	23件
うち参加支援利用件数	0件	3件	0件	0件	3件
終結件数	5件	3件	2件	1件	10件
継続件数	2件	7件	0件	5件	14件
支援会議及び重層的支援会議開催回数	20回	28回	6回	8回	62回

※八幡東区の「新規支援件数」の17件は、単独の機関で支援しているため重層事業におけるプランを作成していない（支援会議及び重層的支援会議では情報共有のみ行った）7件を含む。

アウトリーチ等を通じた継続的支援（伴走型支援）

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、必要な支援が届いていない者や支援につながることに拒否的な者、地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、支援員が自宅訪問等により、信頼関係の構築を通じたつながりづくりを行う。

※「令和7年度 伴走型支援事業・参加支援事業業務委託仕様書」より抜粋
【委託先】抱樸・北九州市社会福祉協議会共同事業体

(支援事例)

- ・収入のない単身の60代男性に対し、伴走型支援で訪問を続け本人との関係性を構築、年金事務所や銀行への同行支援を行い年金の繰り上げ受給が可能となった。

参加支援

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、必要な支援が届いていない者等で、既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、関係機関と連携し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、本人と参加の場のマッチングを行う。

※「令和7年度 伴走型支援事業・参加支援事業業務委託仕様書」より抜粋

【委託先】抱樸・北九州市社会福祉協議会共同事業体

(支援事例)

- ・誰との交流もなくゴミ屋敷に住む単身の60代男性について、地域の食事会に連れ出すことで、月に数回食事会にいる知人と昼食を一緒にとるようになった。